

◎家計急変世帯への支援について

○制度概要

家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯に対して、非課税世帯等に相当すると認められた場合、高校生等奨学給付金を支給します。

※ 生活保護受給世帯は対象外です。

※ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税等の世帯は、非課税世帯等としての申請になりますので、家計急変世帯での申請は不要です。

※ 保護者等全員が非課税等相当である必要があります。

例 1) 【家計急変前】	父→課税対象、母→非課税	}	父が家計急変事由に該当し、 母は非課税のため該当
【家計急変後】	父→解雇による失職、母→非課税		
例 2) 【家計急変前】	父→課税対象、母→課税対象	}	急変が起きていない母が 課税対象のため非該当
【家計急変後】	父→解雇による失職、母→課税対象		

※ 非課税に相当すると認められる世帯年収見込みは、3人世帯 2,216,000 円未満、4人世帯で 2,716,000 円未満となっております。これに該当しない場合は学校にお問い合わせください。

○支給額

家計急変世帯の支給額の詳細は右記の QR コードからご参照ください。

※申請の時期によって支給額が変わりますので、家計急変の事由発生後、すぐに申請してください。



○必要書類

① 奨学のための給付金（家計急変用）受給申請書

② 家計急変の発生事由を証明する書類

例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、戸籍全部事項証明書 等

③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

例) 家計急変前：課税証明書 等

家計急変後：会社作成の給与見込、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

※ 会社作成の給与見込等がない場合は、直近3ヶ月の給与明細をご提出ください。

※ 税理士または公認会計士の作成した証明書類の提出が困難な個人事業主の方については、収支見込計算書を作成し、売上や経費を記録した帳簿の写し等も添付の上、ご提出ください。

※ 失職等により収入がない場合は「家計急変後」の収入を証明する書類は不要とします。

※ 専攻科の生徒については、個人対象要件証明書、扶養親族申告書（扶養する子が3人以上の場合のみ）も提出が必要です。

○家計急変の対象となる事由

① 被災害

② 保護者等の死亡・心身の著しい障害又は長期療養

③ 保護者等の失職

会社の倒産、解雇等による失職のほか、定年退職も対象となります。

ただし、自己都合による退職、業績不振等による減収は含まれません。

④ その他 保護者等の離婚、育児放棄、生死不明、行方不明 等